



## 法第5条に基づく措置の実施状況

(債務者が住宅資金借入者である場合)

(金額単位：百万円)

	平成21年 12月末		平成22年 3月末		平成22年 6月末		平成22年 9月末		平成22年 12月末		平成23年 3月末		平成23年 6月末		平成23年 9月末		平成23年 12月末		平成24年 3月末	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	3	60	17	267	26	360	31	478	31	478	34	532	36	560	36	560	36	560	36	560
うち、実行に係る貸付債権の額	0	0	7	159	16	250	26	414	26	414	27	419	29	457	30	466	30	466	30	466
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の額	3	60	6	64	5	45	0	0	0	0	2	47	1	9	0	0	0	0	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	0	4	44	5	64	5	64	5	64	5	64	6	93	6	93	6	93	6	93

(注) 法第4条および第5条に基づく措置の実施状況における、「貸付けの条件の変更等」の定義等は、「農水産業協同組合に係る中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する命令」に基づいて計上しております。